

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【公開番号】特開2001-149385(P2001-149385A)

【公開日】平成13年6月5日(2001.6.5)

【出願番号】特願平11-333746

【国際特許分類】

A 61 C 5/08 (2006.01)

A 61 C 13/003 (2006.01)

【F I】

A 61 C 5/08

A 61 C 13/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月15日(2006.9.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明で使用する重合触媒としては、公知の触媒を制限なく使用することができ、例えば、加熱重合を行う場合は、ベンゾイルパーオキサイド等の有機過酸化物、アゾビスイソブチロニトリル等のアゾ化合物等が好適に用いられる。また、常温重合を行う場合には、ベンゾイルパーオキサイド／ジメチルアニリン系、クメンヒドロパーオキサイド／チオ尿素系、有機スルフィン酸（またはその塩）／アミン／過酸化物系等の酸化還元系等が好適に用いられる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

さらにこれらの酸化還元系に、有機過酸化物を添加した系も好適に用いられる。また、紫外線照射による光重合を行う場合は、ベンゾインアルキルエーテル、ベンジルジメチルケタール等が好適である。また光重合触媒として、アシルホスフィンオキサイド化合物も特に好適に使用される。これらの重合触媒は、重合性单量体に対して0.01～10重量%の範囲で添加される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

〔発明の効果〕

本発明により、セラミックスフレームの上に重合性单量体、無機充填材及び重合触媒を主成分とする重合性組成物を築盛して重合硬化させた歯科用補綴物を提供することができる。本発明の補綴物は、作製が容易で、歯との適合性に優れ、審美性や機械的強度にも優れた金属を全く使用しない補綴物であり、クラウンやブリッジなどの歯科用補綴物として

有用である。